

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現 状

(1) 地域の防災計画及び災害リスク

1) 東員町地域防災計画（平成31年4月改定版）では、事業所の防災活動の促進計画として災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるため、施設の補強、防災計画や事業継続計画（BCP）の作成等、各種防災対策の推進を支援するとあり、とりわけ、地域の一員として、平常時から地域住民や地域における様々な団体と連携しつつ、災害時には地域と一体となった救出、救助活動が可能となる防災力を高めるための支援を行うとしている。災害リスクとしては、令和元年9月には実際に東員町にて発生した大雨により、床下浸水及び床上浸水の被害も出て、大きな被害を被った。また、東員町のハザードマップによると、当会が立地する市街地域において、部分的に床下浸水、床上浸水の被害が発生することが予想されており、特に製造業が多く立地する瀬古泉地区においては、家屋が水没する恐れのある区域として早期の立退き避難が必要とされている。

当町は、製造業が盛んな町であり、その中心的な役割を占めている瀬古泉地区が一旦水没してしまうと、当町の製造業の機能が麻痺し、サプライチェーンが寸断されてしまう恐れがある。

2) 東員町防災ハザードマップ（2019版）より

・南海トラフ地震（理論上最大クラス）について

上記の地震が最大クラス（マグニチュード9.0）で発生した場合を想定すると、建物崩壊による重傷者数が約50人、軽傷者数が約300人、火災発生棟数が約20棟と想定されている。

・養老桑名四日市断層帯による地震について

過去の活動による断層のずれが、6mと推定されることからマグニチュード8程度の大地震が発生すると想定されている。

実際に発生した場合、建物崩壊による重傷者数約300人、軽傷者数約800人、火災発生軒数が約100棟と想定されていることから、東員町に甚大な被害をもたらすこととなる。

・員弁川が大雨により洪水になった場合の浸水予測について

現況の員弁川の河道の整備状況等を勘案して、員弁川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションすると当町の瀬古泉地区の一部、山田地区の南部員弁川左岸地区においては、洪水氾濫が発生すると想定されており、また、南大社地区、中上地区戸上川右岸の北大社地区においては、浸水の恐れが想定されている。

地震発生による被害想定（東員町地震ハザードマップより抜粋）

分 類		南海トラフ地震	養老桑名四日市断層帯地震
家屋の全壊 消失棟数（棟） ※冬の夕方発生	揺 れ	500	2,600
	液状化	40	40
	火災発生	20	100
重傷者数（人）	建物崩壊による	50	300
軽傷者数（人）	建物崩壊による	300	800

(2) 商工業者の状況

当町の人口は、過去5年間微増の状況で推移したが、今後は少子高齢化の方向にある。

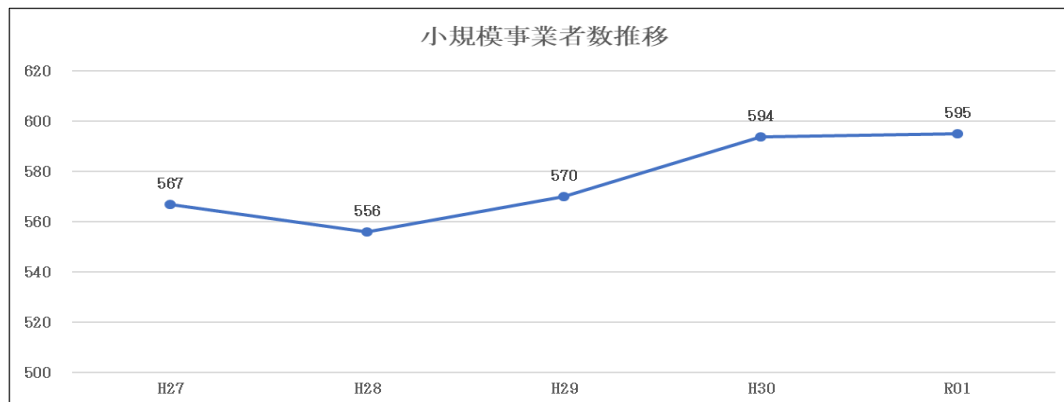
小規模事業者数はここ数年微増で推移し、事業者数の減少に歯止めが掛かってはいるものの、事業者の高齢化が急速に進む状況下であり、若年層の労働者不足、後継者の確保難など、当町の商工業者、特に小規模事業者において喫緊の課題となっている。

また町内の小規模事業者を取巻く環境について、製造業においては中部圏内企業の下請事業者が大半を占め、コスト削減・短納期・品質要求・海外生産シフトによる受注減が顕著に示され、建設業においては請負単価の抑制・競合激化や技術者・労働者の確保難、卸・小売業は町内に相次ぐ大型店の進出により競争激化、低価格競争が著しくなっている。また、サービス業においては、消費者ニーズの多様化・高度化、価格競争など、各業種において厳しさを増している状況にある。

内部環境については、過去のアンケート調査により後継者への事業承継を必要とする事業者が8割近くに達していることや、事業計画の未策定事業者が約5割を占めるなど課題が浮き彫りとなっている。このように事業承継問題や事業計画策定への取組の低さなどの問題を抱えており、今後、後継者不在により廃業に追い込まれる事業者も出る可能性が高く、危機感を抱いている。

#### 東員町の小規模事業者数の業種別推移

年度	建設	製造	情報通信	運輸	卸小売	金融保険	不動産	学術研究	飲食宿泊	生活関連	教育学習	医療	サービス	合計
H27	97	122	6	10	121	6	21	33	46	61	7	8	29	567
H28	99	115	5	9	116	6	21	32	47	60	7	9	30	556
H29	104	115	6	9	117	6	21	33	50	64	7	10	28	570
H30	113	117	6	11	118	7	22	36	50	64	9	12	29	594
R01	112	114	6	10	118	7	23	37	50	65	9	12	32	595
H27/R01 伸び率	115%	93%	100%	100%	98%	117%	110%	112%	109%	107%	129%	150%	110%	105%



#### (3) これまでの取組

- 1) 当会の取組
  - ・平成 28 年度 建設業部会にて事業継続計画 (BCP) 講習会を開催し企業計画策定について取組を始めた。
- 2) 当町の取組
  - ・地域防災計画の策定 (平成 31 年 4 月改訂)
  - ・防災訓練の実施

## II 課 題

現状では、企業・事業所の事業継続計画 (BCP) の作成が進んでいない。また、地域と一体になった防災対策に取り組んでいる事業所が限られているなどの課題がある。緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進する防災知識のノウハウをもった人員が不足している。更には、保険、共済に対する専門的な助言を行える当会の職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

### Ⅲ 目 標

- 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築させ、連携した防災対策の推進により、災害発生後の事業の継続や地域と一体となった防災活動のための備えを整えること。
- 災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～ 令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町との役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

平成23年4月に締結した「災害時における応急生活物資等の調達に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入等）について説明を行う。
- ・会報誌や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

#### 2) 東員町商工会自身の事業継続計画（BCP）の作成

- ・当会は、令和元年に事業継続計画（BCP）を作成（別添）

#### 3) 関係団体等との連携

- ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、災害等で事業用建物が被害に遭い、休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」や従業員が災害等でケガをして就業不能となった場合の収入を補償する「所得補償共済」の推進及び普及PRを行う。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）東員町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し状況確認や改善点等について協議する。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード8クラスの地震）が発生したと仮定し、東員町との連絡ルートの確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）

### < 2. 災害発生後の対策 >

自然災害等による災害発生時は、人命救助を第一に優先し、その上で、下記の手順で地区内の事業所等の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

災害発生後1時間以内に職員の安否報告を行う。

SNSを利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と当町で共有する。

## 2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を決める。
- ・ 豪雨による警報等が発令された後、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず、職員自身は安全確保の確認を行った後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大きな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

職員の所在地（令和5年4月現在）

東員町内	3名	町内職員が被災して動けない場合 町外職員（三重県北部）が優先的に巡回し被害状況の確認を行う。
町外（三重県北部）	2名	
町外（三重県中部）	0名	

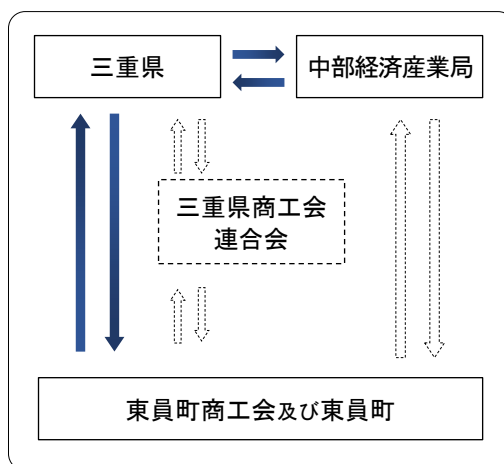
## 被害想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等大規模な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等大きな被害が発生している。</li> </ul> <p>被害が発生している地域において連絡が取れない。もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</p>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊、半壊」等比較的大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目立った被害情報がない。</li> </ul>

上記を共通の被害の分類として被害状況に応じた応急対応の方針を決定する。

## < 3. 災害発生時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次災害を防止するため、被災地域での活動内容について決定する。
- ・ 当会と当町は、被災状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した被害情報を三重県の指定する方法にて当会又は当町より三重県等へ報告する。（下図参照）



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、当会と当町と協議する。(当会は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する)
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業所施策 (国や三重県、東員町の施策) について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

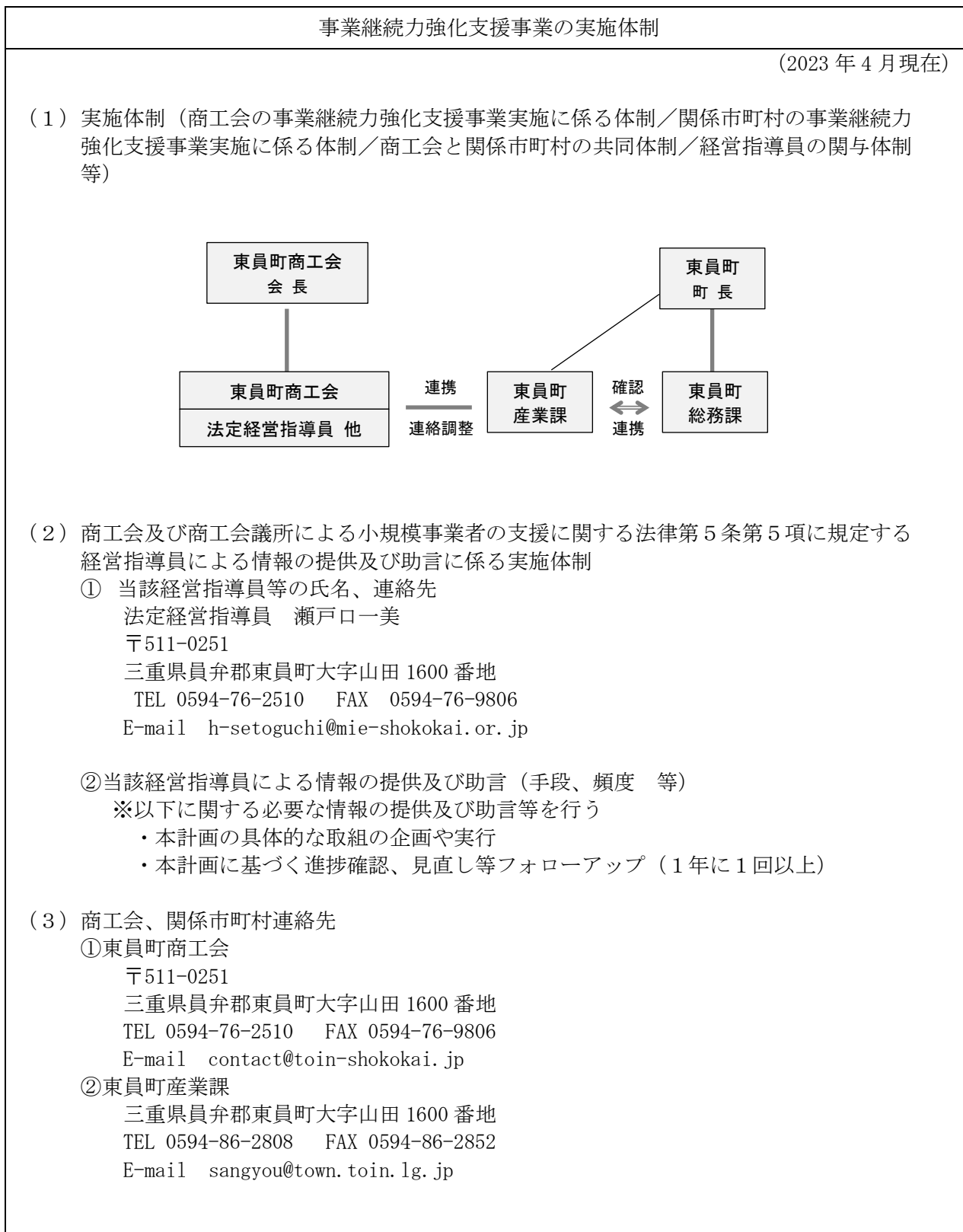
- 三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談する。

##### \* その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー運営費	150	150	150	150	150
パンフレット ・チラシ作製費	200	200	200	200	200
協議会運営費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
商工会費収入、小規模事業支援費補助金（三重県補助金）、東員町補助金、事業収入など



(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三重県中小企業共済協同組合 理事長 佐久間 裕之 〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所のリスク対策(事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等)についての説明を実施する際、三重県中小企業共済協同組合の職員が必要に応じて同行説明等の協力・支援を行う。 2) 関係団体等との連携 ・代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、リスク対策として、災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合の利益を補償する「休業対応応援共済」の推進及び普及PRを行う。
連携して事業を実施する者の役割
・中小企業・小規模事業者が災害等で事業用建物が被害に遭い休業をした場合において、事業継続を支援する「休業対応応援共済」を中心に災害リスク対策として共済商品を説明、提供する。 ・三重県中小企業共済協同組合は損害保険会社の代理店でもあるため、商工会会員のニーズに応じてリスク対策としての保険商品を幅広く提案をすることができる。 ・県下各商工会や中小企業・小規模事業者の事業所において、三重県中小企業共済協同組合の職員が災害リスク対策としての損害保険・共済商品の説明会を実施する。
連携体制図等